

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 12 月 27 日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 1227 第 2 号」および令和 6 年 12 月 27 日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 1227 第 4 号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号)が改正され、令和 7 年 1 月 1 日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

記

■算定方法の一部改正項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D006-18 BRCA1/2 遺伝子検査				
1	腫瘍細胞を検体とするもの	20200	遺伝子・染色体 (100)	* 1

[注]下線部が追加されました。

- * 1: (1) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについては、初発の進行卵巣癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は転移性、再発若しくは HER2 陰性の術後薬物療法の適応となる乳癌患者の腫瘍細胞を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1 遺伝子及び BRCA2 遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。

■新規収載項目

点数 区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D023	微生物核酸同定・定量検査			
12	マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸 及びマクロライド耐性変異同時検出	350	微生物 (150)	* 2

[注]

- * 2: (39) マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって、リアルタイム PCR 法により測定した場合に、本区分の「12」の腫トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出の所定点数を準用して算定する。
 ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して、治療法の選択を目的として行った場合。
 イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して、治療効果判定を目的として行った場合。

点数 区分	検査項目名	実施料	判断料	注
N002	免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製			
	p16 タンパク	720	病理 (130)	* 3

[注]

- * 3: (11) p16 タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍(CIN)が疑われる患者であって、HE 染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なものに対して HQ リンカーを用いて免疫染色病理標本作製を行った場合に、本区分の「1」エストロゲンレセプターを準用して算定する。

以上